

伊勢原市東日本大震災被災者生活用品購入一時金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）による被災者に対し、生活用品購入一時金（以下「一時金」という。）を支給し、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給の対象者は、東日本大震災により被災し、伊勢原市市営住宅又は伊勢原市内の神奈川県営住宅、神奈川県借上公共賃貸住宅若しくは神奈川県住宅供給公社住宅に入居した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がなく自らの資力で住宅を得ることができない者
- (2) 住宅が半壊又は一部損壊し、余震等による倒壊の危険性があるため、引き続き居住することが困難な者
- (3) 別表の住所地に住所を有する者

(一時金の額)

第3条 一時金は、同一世帯につき1回限りとし、その額は1世帯5万円とする。

(支給申請)

第4条 一時金の支給を受けようとする者は、東日本大震災被災者生活用品購入一時金支給申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、支給対象者であることを確認した上で、一時金の支給の可否を決定し、速やかに一時金を支給するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年8月10日告示第206号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 1 避難対象市町村（0～20キロメートル圏内） | 2 屋内待避対象市町村（20～30キロメートル） |
|---|--|
| 南相馬市 小高区 <small>の全部</small> 原町区 <small>小沢</small> 原町区 <small>堤谷</small> 原町区 <small>江井</small> 原町区 <small>下江井</small> 原町区 <small>小木さく</small> 原町区 <small>鶴谷</small> 原町区 <small>高</small> 原町区 <small>益田</small> 原町区 <small>米々沢</small> 原町区 <small>小浜</small> 原町区 <small>雫</small> 原町区 <small>大甕</small> | 南相馬市 原町区 <small>のうち1を除くすべて</small> 鹿島区 <small>小島田</small> 鹿島区 <small>塩崎</small> 鹿島区 <small>大内</small> 鹿島区 <small>鳥崎</small> 鹿島区 <small>川子</small> 鹿島区 <small>南右田</small> 鹿島区 <small>江垂</small> 鹿島区 <small>寺内</small> 鹿島区 <small>小池</small> |
| 浪江町 井出 請戸 牛渡 大堀 小野田 小丸 加倉 苧宿 川添 川房 北幾世橋 幾世橋 権現堂 酒井 酒田 末森 高瀬 田尻 立野 棚塩 中浜 西台 昼曾根 樋渡 藤橋 室原 両竹 谷津田 | 飯館村 蕨平 長泥 |
| 双葉町 全部 | 浪江町 赤宇木 下津島 南津島 津島 |
| 大熊町 全部 | 広野町 1を除くすべて |
| 富岡町 全部 | 葛尾村 1を除くすべて |
| 檜葉町 全部 | 川内村 1を除くすべて |
| 広野町 上北迫 下北迫 広洋台 工業団地 | 田村市 都路町 <small>岩井沢</small> 常葉町 <small>堀田</small> 常葉町 <small>早稲川</small> 常葉町 <small>小松山</small> 滝根町 <small>神俣</small> 船引町 <small>横道</small> |
| 葛尾村 落合 葛尾 | いわき市 久之浜町 <small>末続</small> 久之浜町 <small>金ヶ沢</small> 久之浜町 <small>西1丁目</small> 久之浜町 <small>西2丁目</small> 久之浜町 <small>西3丁目</small> 久之浜町 <small>久之浜</small> 久之浜町 <small>田之網</small> 大久保 <small>大久</small> 大久保 <small>小久</small> 大久保 <small>小山田</small> 川前町 <small>下桶売</small> 川前町 <small>小白井</small> 小川町 <small>上小川</small> 川前町 <small>川前</small> 四倉町 <small>玉山</small> |
| 川内村 田ノ入 五枚沢 上滝 毛戸 上川内 <small>字炭焼場</small> | |
| 田村市 都路町 <small>古道</small> | |

別記様式（第4条関係）

東日本大震災被災者生活用品購入一時金支給申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所 伊勢原市

氏 名
連絡先

次のとおり申請します。

| | |
|------------------------------|--|
| 被災地での住所（住民登録地又は居住していた住宅の所在地） | <input type="checkbox"/> 岩手県 <input type="checkbox"/> 宮城県 <input type="checkbox"/> 福島県 <input type="checkbox"/> （ ）県 |
| 家屋の被害状況等 | <input type="checkbox"/> 震災避難 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 半壊又は一部損壊（余震で倒壊の危険性あり） |
| | <input type="checkbox"/> 原子力避難（別表の対象市町村） <input type="checkbox"/> 0～20キロメートル圏市町村 <input type="checkbox"/> 20～30キロメートル圏市町村 |

*一時金支給後に事実と相違することが判明した場合は、一時金を返還していただくことになります。

〔確認欄〕

| | | |
|------|----------------------------------|--|
| 確認方法 | <input type="checkbox"/> 家屋の被害状況 | <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 被災証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | <input type="checkbox"/> 被災地での住所 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ） |

上記申請に基づき支給してよろしいか。

| | | | | | | |
|--------------|--|--|--|----|---|---|
| 支給金額 50,000円 | | | | 受付 | ・ | ・ |
| | | | | 決裁 | ・ | ・ |
| | | | | 処理 | ・ | ・ |

〔受領欄〕

年 月 日

東日本大震災被災者生活用品購入一時金50,000円の支給を受けました。

氏名 _____